

## 令和2年度国土調査の指定について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和2年8月19日付けで国土調査として次のとおり指定の変更をしたので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
木更津市	木更津市貝淵一丁目、貝淵二丁目、貝淵三丁目、新田一丁目及び新田二丁目の全部の区域並びに請西の一部の区域	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
富津市	富津市富津の一部の区域	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
南房総市	南房総市西原の全部の区域並びに沓見及び岩糸の各一部の区域	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
山武市	山武市大字椎崎の一部の区域	令和2年8月19日から 令和2年9月10日まで
大網白里市	大網白里市北今泉の一部の区域	令和2年7月1日から 令和2年8月31日まで